

令和8年度

上水工第5号

水道施設監視システム整備工事（阿仁地区）

特記仕様書

北秋田市上下水道課

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
第2節 機器一般事項	6
第3節 工事一般事項	8
第2章 機器及び工事内容	11
第1節 監視設備	11

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 適用範囲

本特記仕様書（以下「仕様書」という）は、北秋田市が発注する「上水工第5号 水道施設監視システム整備工事（阿仁地区）」に適用する。

2. 関連法規及び規格

本工事において準拠すべき基準及び規格は次のとおりとする。

- 1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- 2) 中小規模水道施設機械・電気設備設計要領（日本水道協会）
- 3) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- 4) 水道施設更新指針（日本水道協会）
- 5) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- 6) 機械設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 7) 機械設備工事施工管理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 8) 電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 9) 電気設備の技術基準（経済産業省令）
- 10) 機械・電気設備設計基準（日本下水道事業団）
- 11) 機械・電気設備工事必携（日本下水道事業団）
- 12) 機械・電気設備施工指針（日本下水道事業団）
- 13) 下水道施設の耐震対策指針（下水道協会）
- 14) 内線規定（電気技術基準調査委員会）
- 15) 日本産業規格（J I S規格）
- 16) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C規格）
- 17) （社）日本電機工業会標準規格（J E M規格）
- 18) その他関係法令、条例、規則

3. 疑義の解釈

仕様書及び設計図書において疑義を生じた場合の解釈及び本工事の細目については、工事を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

4. 書類の提出

受注者は、工事の実施に伴い、以下の書類を発注者に提出しなければならない。

- 1) 契約締結後 5日以内に提出すること。ただし、建設労災補償共済加入証明書等のコピー及び建退共掛金収納書については、別に定めるところによるものとし、制度に未加入の場合は、理由書を提出すること。

着手届

現場代理人・主任（監理）技術者選任届

選任技術者の資格証及び健康保険証のコピー

工程表及び請負代金内訳書（入札時に内訳書を提出していない場合提出すること。また、法定福利費を明記すること。）

建設労災補償共済加入証明書等のコピー

建退共掛金収納書

2) 工事中 工事打合せ簿を添付のうえ必要に応じて提出すること。

主要機器製作者承認願

主要材料製作者承認願

下請業者承認願

機器設計製作図の承認願

施工設計図の承認願

工事材料承諾願

工事打ち合わせ議事録

工事旬報

事故発生報告書

製品検査願

3) 完成時

工事完成届

工事完成図書

工事記録写真

検査試験成績表

4) その他

監督職員が必要と認め指示するもの。

5. 承認図書

4. 2) に掲げる承認図書の作成は、次の要領によるものとする。

1) 機器設計製作図の承認願に関するもの。

(1) 電気設備機器

機器製作仕様書、外形図、盤内器具配置図

単線接続図、三線接続図、展開接続図

付属品一覧表、その他必要とする図面

2) 施工設計図の承認願に関するもの

機器配置平面図及び断面図又は側面図、機器据付、基礎図

配管詳細図、負荷動力線、制御線、計装線の各配線図

その他必要とする図面

3) 製作の着手

受注者は、契約後速やかに仕様書、設計図書に基づき承認図を作成し、監督職員の承認を得なければならない。この承認を得た後でなければ製作に着手してはならない。

また、本設備の機器が制作者固有の設計による製品で、仕様書及び添付図と異なるときは事前に申し出て、同等以上の機能及び性能を有するもので監督職員の承認を得なければならない。

6. 完成図書

4. 3) に掲げる工事完成図書の作成は、次の要領によるものとする。

1) 完成図書 2部

完成図、工事写真（電子データ含む）、施工管理表、機器取扱説明書、検査試験成績表保証書、マニフェスト、アフターサービス連絡表、その他必要とする図書

2) 運転操作に関する説明書 2部

3) 官公庁等書類又はその写し

7. 工事カルテ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。10日以内とは、土日祝日を除く。)

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8. 工事施工

1) 受注者は、監督職員と設計、施工について打ち合わせのうえ承認図書を作成し、承認を得てからでなければ、施工してはならない。また、据付配管施工に関しては水道施設耐震工法指針・解説及び建築設備耐震設計・施工指針に準拠した施工方法で行わなければならない。なお、機器等の据付に関しては、事前にアンカー等の据付安定計算を行い、計算書並びに施工方法を示した承認図を提出すること。

2) 施工計画は、工事着手に先立ち、工事内容を十分に把握し、さらに現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い策定すること。

3) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。

4) 工事の実施にあたって付近の居住者に迷惑のかからないよう、公害の防止に努めること。

5) 既設構造物を汚染もしくはこれらに損傷を与えた時は、受注者の責任において復旧しなければならない。

6) 工事完了後は、速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃処理すること。

9. 検 査

検査は、次の各項目について行うものとする。

なお、これに要する費用は、受注者の負担とするが、工場立会検査のための検査員派遣費用は除外するものとする。

1) 工場立会検査

工事に使用する機器のうち、監督職員が必要と認めるものについては、製作完了時当該工場において監督職員の立会検査を行うものとする。

なお、検査の有無にかかわらず監督職員の指示する主要機器、材料については、全ての社内試験成績表を提出するものとする。

2) 中間検査

工事段階の区切り、工事完了後では検査できない部分等、監督職員が必要と認めるものについては、発注者の検査を行うものとする。

3) 完成検査

工事完了にあたっては、発注者の規定に基づき完成検査を行うものとする。

10. 受注者の負担

次の事項に要する費用は、受注者が負担するものとする。

- 1) 軽易な事項で、設計図書に示されていない事項であっても、工事実施上当然必要と認められるものに要する費用。
- 2) 各種の試験、検査及び施工管理に要する費用。
- 3) 関係諸官庁、電力会社、N T T等に対する一切の諸手続き等に要する資料作成及びその費用。

11. 施工の保証

工事引渡完了後、調整期間終了後の保証期間は1年とする。なお、受電開始時までは、現地据付済み各機器、盤に係わる湿気対策等、品質管理に努めるものとする。

保証期間中に受注者の責任と見なされる原因によって故障等の不具合が生じた場合は、受注者はその責任と負担により、補修、取り替え、その他必要な処置を施すものとする。

工事引渡完了後、10年間は部品供給を可能なものとする。

12. 製造業者

受注者は、工事で使用する機器及び材料について事前に発注者へ製造業者リストを提出し、発注者の承認を受けた後に当該製品を使用するものとする。

13. 施設の使用

- 1) 受注者が工事を行うため直接又は間接的に施設を使用する場合は、その使用範囲、目的、

期間等について、事前に監督職員の承認を得ること。

- 2) 受注者が施設を使用する場合は、受注者の責任において使用するものとする。
- 3) 工事の引き渡し完了まで工事対象物の材料及び機器の保管責任は受注者とする。

14. 保安及び衛生管理

- 1) 工事の実施にあたっては、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法規を遵守し、公衆及び作業員の安全を図ること。
- 2) 工事中は、所要の人員を配置し、現場内の整理整頓及び保安に努めること。
- 3) 重要な既存施設に近接して工事を実施する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督職員と協議し、これを厳守すること。
- 4) 石油類、薬品類、電気等の危険物を使用する場合は、保安及び取扱いについて十分注意し、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じること。
- 5) 工事現場への一般の立入、又は、試験等の関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、監督職員の承諾を得て、その区域への適当な柵を設けるとともに、立入禁止の表示をすること。
- 6) 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じること。
- 7) 施設への立入が予想されるすべての作業員の保菌検査を実施すること。

15. 施工上の注意点

- 1) 受注者は浄水場という認識を持ち、材料及び工具の整理整頓に努めること。
- 2) 材料及び工具は十分に油抜き洗浄し、油類の管理を徹底すること。
- 3) 作業するときは服装を整え、施設に入る際は必ず長靴等を洗浄すること。
- 4) 作業時間は原則として、平日の午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 5) 所定の場所以外は禁煙とする。
- 6) 現在運用されている施設であり、工事による各機器の更新にあたっては、施設の運用に支障が生じないよう施工すること。
- 7) 機器及び材料は仕様書を基本とするが、仕様の変更を提案したい場合は、施設のシステム全ての整合性の検討をすること。また、関連する各種検討書及び計算書を提出するものとし、それに伴う工期の延長等は認めないものとする。
- 8) 受注者は、現在稼働している施設と整合性を図り、円滑に上水道施設運転管理できるようにすること。

16. 週休2日制工事の対象

本工事は北秋田市週休2日制工事の対象とする。週休2日制工事の実施については、「北秋田市週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

第2節 機器一般事項

1. 電気設備

1) 規 格

本工事に使用する機器は、J I S、J E C、J E Mの各規格に準拠するものとする。

2) 単 位

単位は全てメートル法に依るものとする。

3) 塗 装

機器の塗装はフレーム部とし、塗装の仕様及び素地調整は水道工事標準仕様書【設備工事編】を基準とする。塗色は、特に指定するもの以外はJ E M 1 1 3 5（配電盤、制御盤及びその取付器具の色彩）を基準とする。

4) 周波数

本地域は50Hzにつき、定格周波数を50Hzとする。

5) 製作中の連絡

納入機器の製作者が複数に渡る場合には、各製作者相互に密接な連絡を取り合い、全体として完全な機能を発揮できるものを納入するものとする。

2. 制御盤

1) 構 造

金属外箱および主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。

2) 主 回 路

主回路に用いる母線および接続導体は銅を使用し、規定の条件の下に定格電流及び定格短時間電流を流しても充分これに耐えるものとする。

絶縁電線を用いる場合は原則として600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線I Eまたは電気機器用の難燃性を有するものまたは、同等品以上のものを使用すること。

3) 制御回路

(1) 制御回路に用いる電線は原則として600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線I Eとし、断面積が1.25mm²以上を有し、かつ可動部は充分可とう性があるものを使用すること。

ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い線を使用してもよい。

(2) 電線被覆の色別は下記の色別を行う。

計器用変圧器二次回路	黄
計器用変流器二次回路	黄
変流器二次回路	黄
交流制御回路	黄
接地回路	緑

4) 制御電源

- (1) 三相交流 210V (ただし、機器の定格は200Vとする。)
- (2) 単相交流 105V (ただし、機器の定格は100Vとする。)
- (3) 無停電電源 機器の必要性に応じてバッテリー機能をもたせるものとする。

3. 荷造、輸送

1) 荷造は厳重に施し、防湿を完全に行い天地無用の品にはその旨を明記し、転倒防止の措置を講じること。

また、予備品は長期の保存に適するよう必要な部分には錆止めを施し、ビニル等にて包装、荷造を行い、外部には内容品名、数量を明記し、保管上の注意事項を付記すること。

2) 運搬途中における一般公共物等に与えた損害は、一切受注者の負担にて処理すること。

4. 予備品および付属品

本工事にて設備する各機器、装置、盤類に関する予備品及び付属品は、次のとおりとする。また、本仕様書に記載されていない予備品、付属品及び部品において、1か年以内に消耗すると思われるものについては、1か年分を供給すること。

1) 盤関係

- ランプ類 100% (LEDは各一個)
- ランプ用グローブ 10%
- ヒューズ類 100%

2) 計器関係

- ランプ類 100% (LEDは各一個)
- ヒューズ類 100%

3) その他打ち合わせにて決定したもの

第3節 工事一般事項

1. 機器搬入、据付

- 1) 現地搬入に際しては、あらかじめ監督職員と十分な協議を行い、監督職員が指示する場所に納入すること。
- 2) 据付現場における荷降ろしに際しては、細心の注意をはらって作業すること。また、その際機器に対し傷の付かないよう十分な処置を施すこと。
- 3) 基礎及び据付用の架台又は取付ボルト等は、各機器の重量、構造及び取付面の構造を十分考慮し、その形状等を決定すること。なお、基礎の表面はモルタル塗りとし、据付面は水平に仕上げること。
- 4) 各機器の据付に当たっては、基礎上の所定位置にライナー等で調整を行い水平又は垂直に据付けること。
- 5) アンカーボルトは埋込式を標準とする。やむを得ない場合はメカニカルアンカーおねじ形とすることができるものとする。
- 6) 基礎ボルト穴のコンクリート詰め及び基礎の仕上げは、原則として本工事で行うこと。

2. 電気工事

1) 屋内配線工事

(1) 末端処理等

公称面積が14mm²以上の低圧動力ケーブルの末端処理は、JCMS規格の材料を用いて行うこと。

制御ケーブルの末端処理はテーピングによるものとし、各端子へのつなぎ込みは圧着端子で行うこと。各心線には端子記号と同一マークを刻印したマークバンドを付けるとともに、ケーブルにはケーブル記号を記したバンド又は札をシースに付けること。

(2) ケーブルと機器の接続

配電盤に引込むケーブルは、適切な支持物に堅固に固定し、接続部に過大な応力がかからないようにすること。

(3) 電路とその他のものとの離隔

- ① 低圧ケーブル又は高圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線等と接触しないように施工すること。
- ② 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。
- ③ 低圧屋内ケーブル、管灯回路の配線、弱電流電線又は水管、もしくはこれらに類するものとは、十分離隔すること。

(4) 金属管工事

配管の布設は以下によるものとする。

- ① 管の埋込み又は貫通は監督職員の指示に従い、建造物の構造及び強度に支障がな

いように行うこと。

- ② 電線管の埋込配管は曲がりを最小にし、管の配列接続、埋設深さ等については、図面及び仕様書によるものとする。
- ③ 配管に1区間が30mをこえる場合又は、技術上必要とする箇所にはプルボックスを設けること。

(5) 可とう電線管工事

- ① 管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、管内の電線が容易に引替えることができるようにする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承認を受けて、管内径の3倍以上とすることができるものとする。
- ② ボックスとの接続には適当なコネクタを使用し、堅固にとり付けること。
- ③ 可とう電線管を他の金属管などと接続する場合は、適当なコネクタにより、機械的・電氣的に完全に連絡すること。
- ④ 管の端口には電線の被覆を損傷しないよう絶縁ブッシング又はコネクタ等を使用すること。

(6) 金属ダクト工事

- ① 金属ダクトは突合せを完全にし、ボルト等により機械的に堅固に接続すること。また、ダクトの相互間を除く他の部分は軟銅線により電氣的に完全に接続すること。その接続は、無はんだ接続とすること。
- ② ダクト内から電線を外部に引出す部分は金属配線又は可とう電線管によるものとする。
- ③ ダクトが床又は壁を貫通する場合は、貫通部分でダクト相互又はダクトとプルボックス等の接続を行ってはならない。
- ④ ダクトのふたに電線の重量がかからないようにすること。
- ⑤ ダクト内の電線は回線ごとにひとまとめにし、電線支持物の上に整然と並べ、ほう縛材料で堅固に止め付けること。

2) 接地工事

(1) 接地工事の種類と接地抵抗値

接地工事の種類と接地抵抗値は内線規定に準拠するものとする。

(2) 共同接地

図面又は仕様書に記載のない場合は以下によるものとする。

- ① 各種接地工事は、種別毎に共同接地すること。
- ② 規定の接地抵抗値を得られない場合は、補助接地極を使用すること。
- ③ 高圧ケーブル及び制御ケーブルの金属遮蔽体は配電盤又は機器側の一箇所での接地すること。
- ④ 接地線は、電力ケーブル、制御ケーブルなどとなるべく離隔すること。
- ⑤ 接地誘導線と被接地工作物、接地導線相互の接線は、はんだ揚げ接続をしてはならない。

(3) 各接地と避雷針、避雷器の接地との離隔

接地極及びその裸導線の地中部分は避雷針、避雷器の接地極及び裸導線の地中部分と2m以上離すこと。ただし、現場の状況により前記のとおり施工できない場合は監督職員の指示により1.5m以上とすることができるものとする。

(4) 接地極位置などの表示

接地種別、接地極の埋設位置、深さ、埋設年月を明示する標注又は表示板を接地極の埋設位置近くの適当な箇所に設けること。なお、種別ごとの接地抵抗値を容易に計測できるように接地端子盤を設けること。

3) ケーブルの種類及び太さ

ケーブルの種類及び太さは図面又は機器仕様のとおりとするが、特に記載のない場合は以下によること。

- (1) 低圧ケーブルについては断面積2mm²以上の架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル（CE）を使用すること。
- (2) 一般制御用ケーブルについては断面積1.25mm²以上の制御用ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル（CEE）を使用すること。
- (3) 計装信号用ケーブルについては原則として、断面積1.25mm²以上の制御用ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンシースケーブル（CEE）を使用すること。ただし、誘導を受ける恐れのある場合では同断面積の遮蔽付ケーブルを使用すること。

3. 安全管理

- 1) 受注者は、工事に従事する作業者の安全と健康を確保し、工事作業の安全を確保し、現場を管理し、労働災害の防止に努めること。
- 2) 受注者は、安全管理者を設け、労働基準法・労働安全衛生法等を遵守すること。
- 3) 受注者の、安全管理者は、安全集会、安全管理項目検討等を実施すること。
- 4) 受注者は、作業班ごとに安全衛生リーダーを選任し、安全衛生管理推進に努めること。
- 5) 受注者は、当日の作業内容を把握し、作業員全体の作業内容を把握すること。
- 6) 受注者は、作業範囲について、事前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めること。
- 7) 受注者は、毎日作業員にKY等、安全教育を実施し、周知徹底を図るとともに、作業中は常に安全第一で作業を行うこと。
- 8) 受注者は、新規入場者に対して、安全衛生の重要性を教育すること。
- 9) 受注者は、月一回安全協議会を開催し、安全への意識向上を図ること。
- 10) 安全作業の障害となる事態が生じたときは、速やかに対策をとるとともに、発注者に報告すること。

第2章 機器及び工事内容

第1節 監視設備

1. 概要

各施設にテレメータ装置、計装機器を設置し、阿仁合浄水場の監視子局装置、鷹巣浄水場にある監視親局装置と接続、監視端末装置にて施設を集中管理する。設置する子局装置は測定・演算・記録・伝送機能等を有したものとする。

収集した各種データは、記録保存および帳票出力等の処理を自動的に行う。

施設に異常が発生した場合には警報発報し内容と日時を記録する。

米内沢浄水場に設置してある親局バックアップサーバも同様の機能を有する。

2. 設備機器

1) 既設中央監視装置機能増設(鷹巣浄水場)	1式
2) 簡易水道テレメータ盤機能増設(鷹巣浄水場)	1式
3) 監視子局装置盤機能増設(阿仁合浄水場)	1式
4) 監視子局装置機能増設(阿仁合浄水場)	1式
5) 引込開閉器盤(萱草流量計室)	1面
6) 計装テレメータ盤(萱草流量計室)	1面
7) 流量計(萱草流量計室)	1台
8) 計装テレメータ盤(萱草配水場)	1面
9) 滅菌制御盤(萱草配水場)	1面
10) 滅菌ポンプ設備(萱草配水場)	1式
11) 水位計(萱草配水場)	1台
12) 既設分電盤機能増設(萱草配水場)	1式
13) 引込開閉器盤(根子流量計室)	1面
14) 計装テレメータ盤(根子流量計室)	1面
15) 流量計(根子流量計室)	1台
16) 計装テレメータ盤(根子配水場)	1台
17) 水位計収納盤(根子配水場)	1面
18) 水位計(根子配水場)	1台
19) 滅菌制御盤(根子配水場)	1面
20) 滅菌ポンプ設備(根子配水場)	1式
21) 既設分電盤機能増設(根子配水場)	1面
22) 計装テレメータ盤(小湊薬注室)	1面
23) 流量計(小湊薬注室)	1台
24) 滅菌制御盤(小湊薬注室)	1式
25) 滅菌ポンプ設備(小湊薬注室)	1式
26) 既設分電盤機能増設(小湊薬注室)	1式

27) 引込開閉器盤 (小渕配水場)	1 面
28) 計装盤テレメータ盤 (小渕配水場)	1 面
29) 水位計 (小渕配水場)	1 台
30) テレメータ装置(阿仁合浄水場～萱草流量計室)	1 式
31) テレメータ装置(阿仁合浄水場～根子配水流量計室)	1 式
32) テレメータ装置(阿仁合浄水場～小渕滅菌室)	1 式
33) テレメータ装置(萱草流量計室～萱草配水場)	1 式
34) テレメータ装置(根子流量計室～根子配水場)	1 式
35) テレメータ装置(小渕滅菌室～小渕配水場)	1 式

3. 工事範囲

- 1) 2項記載機器の設計・製作及び据付工事
- 2) 2項記載機器の配線配管接続工事
- 3) 2項記載機器の撤去工事
- 4) その他上記に関する諸工事

4. 機器仕様

- 1) 既設中央監視装置機能増設(鷹巣浄水場)

数 量 1 式

機能増設内容

- ① 今回追加する萱草、根子、小渕の施設状態・故障表示及び計測項目の記録保存および帳票出力等の処理を行う

点数 表示：約16点，計測：約6点

- ② その他必要なもの

- 2) 簡易水道テレメータ盤機能増設(鷹巣浄水場)

数 量 1 式

機能増設内容

- ① 今回追加する萱草、根子、小渕の施設状態・故障表示信号をTP信号伝送装置を介したタッチパネルでも操作・閲覧を行えるようにする

表示項目 設計図書を参照し、承認図にて決定する

- ② その他必要なもの

- 3) 監視子局装置盤機能増設(阿仁合浄水場)

数 量 1 式

機能増設内容

- ① 阿仁合浄水場の状態・故障表示及び計測項目の信号取り出しテレメータ装置の設置、通信を行えるようにする

入出力点数 表示：約16点，計測：約6点

② その他必要なもの

4) 監視子局装置機能増設(阿仁合浄水場)

数 量 1 式

機能増設内容

① 阿仁合浄水場の状態・故障表示及び計測項目の信号取り出し中央監視装置との接続、通信を行えるようにする

入出力点数 表示：約16点，計測：約6点

② その他必要なもの

5) 引込開閉器盤 (萱草流量計室)

数 量 1 面

型 式 屋外装柱形

寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。

盤内取付器具

① 漏電遮断器 1 式

② WHM収納スペース 1 式

③ その他必要なもの 1 式

6) 計装テレメータ盤 (萱草流量計室)

数 量 1 面

型 式 屋外装柱形

寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。

盤内取付器具

① 配線用遮断器 1 式

② テレメータ装置収納スペース 1 式

③ 流量計受信計器取付スペース 1 式

④ その他必要なもの 1 式

盤面取付器具

① 名称銘板 1 式

② 集合表示灯 1 式

③ その他必要なもの 1 式

7) 流量計 (萱草流量計室)

数 量 1 台

型 式 電磁式

寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。

機器構成

① 検出器	1 式
② ディストリビュータ	1 式
③ 避雷器	1 式
④ 指示計	1 式
⑤ その他必要な物	1 式

8) 計装テレメータ盤 (萱草配水場)

数 量	1 面
型 式	屋外自立形
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。

盤内取付器具

① 配線用遮断器	1 式
② テレメータ装置収納スペース	1 式
③ 水位計受信計器取付スペース	1 式
④ その他必要なもの	1 式

盤面取付器具

① 名称銘板	1 式
② 集合表示灯	1 式
③ その他必要なもの	1 式

9) 滅菌制御盤 (萱草配水場)

数 量	1 面
型 式	屋内壁掛形
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。

盤内取付器具

① 配線用遮断器	1 式
② 滅菌ポンプ運転回路	1 式
③ その他必要なもの	1 式

盤面取付器具

① 名称銘板	1 式
② 集合表示灯	1 式
③ その他必要なもの	1 式

10) 滅菌ポンプ (萱草配水場)

数 量	1 式
型 式	ソレノイド駆動定量ポンプ ×2台
付属機器	滅菌タンク120 L (一体形)

① 滅菌タンク120L(一体形)	1式
② タンク用フロートスイッチ	1式
③ ブレードホース	1式
④ その他必要なもの	1式
11) 水位計(萱草配水場)	
数 量	1台
型 式	投込式
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。
機器構成	
① 検出器	1式
② ディストリビュータ	1式
③ 避雷器	1式
④ その他必要な物	1式
12) 既設分電盤機能増設(萱草配水場)	
数 量	1式
機能増設内容	
① 新設盤への電源取出し	
13) 引込開閉器盤(根子流量計室)	
数 量	1面
型 式	屋外装柱形(SUS製)
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。
盤内取付器具	
① 漏電遮断器	1式
② WHM収納スペース	1式
③ その他必要なもの	1式
14) 計装テレメータ盤(根子流量計室)	
数 量	1面
型 式	屋外装柱形
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。
盤内取付器具	
① 配線用遮断器	1式
② テレメータ装置収納スペース	1式
③ 流量計受信計器取付スペース	1式
④ その他必要なもの	1式

盤面取付器具		
① 名称銘板		1 式
② 集合表示灯		1 式
③ その他必要なもの		1 式
15) 流量計（根子流量計室）		
数 量	1 台	
型 式	電磁式	
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。	
機器構成		
① 検出器		1 式
② ディストリビュータ		1 式
③ 避雷器		1 式
④ 指示計		1 式
⑤その他必要な物		1 式
16) 計装テレメータ盤（根子配水場）		
数 量	1 面	
型 式	屋外自立形	
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。	
盤内取付器具		
① 配線用遮断器		1 式
② テレメータ装置収納スペース		1 式
③ 水位計受信計器取付スペース		1 式
④ その他必要なもの		1 式
盤面取付器具		
① 名称銘板		1 式
② 集合表示灯		1 式
③ その他必要なもの		1 式
17) 水位計収納盤（根子配水場）		
数 量	1 面	
型 式	屋外自立形	
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。	
盤内取付器具		
① 水位計検出器取付スペース		1 式
② その他必要なもの		1 式
盤面取付器具		

① 名称銘板	1 式
② 集合表示灯	1 式
③ その他必要なもの	1 式
18) 水位計 (根子配水場)	
数 量	1 台
型 式	投込式
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。
機器構成	
① 検出器	1 式
② ディストリビュータ	1 式
③ 避雷器	1 式
④ その他必要な物	1 式
19) 滅菌制御盤 (根子配水場)	
数 量	1 面
型 式	屋内壁掛形
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。
盤内取付器具	
① 配線用遮断器	1 式
② 滅菌ポンプ運転回路	1 式
③ その他必要なもの	1 式
盤面取付器具	
① 名称銘板	1 式
② 集合表示灯	1 式
③ その他必要なもの	1 式
20) 滅菌ポンプ (根子配水場)	
数 量	1 式
型 式	ソレノイド駆動定量ポンプ ×2台
付属機器	滅菌タンク120L (一体形)
① 滅菌タンク120L (一体形)	1 式
② タンク用フロートスイッチ	1 式
③ ブレードホース	1 式
④ その他必要なもの	1 式
21) 既設分電盤機能増設 (根子配水場)	
数 量	1 式

機能増設内容

①新設盤への電源取出し

22) 計装テレメータ盤（小淵滅菌室）

数 量 1 面

型 式 屋外壁掛形

寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。

盤内取付器具

① 配線用遮断器 1 式

② テレメータ装置収納スペース 1 式

③ 流量計受信計器取付スペース 1 式

④ その他必要なもの 1 式

盤面取付器具

① 名称銘板 1 式

② 集合表示灯 1 式

③ その他必要なもの 1 式

23) 流量計（小淵滅菌室）

数 量 1 台

型 式 電磁式

寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。

機器構成

① 検出器 1 式

② ディストリビュータ 1 式

③ 避雷器 1 式

④ 指示計 1 式

⑤ その他必要な物 1 式

24) 滅菌制御盤（小淵滅菌室）

数 量 1 面

型 式 屋内壁掛形

寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。

盤内取付器具

① 配線用遮断器 1 式

② 滅菌ポンプ運転回路 1 式

③ その他必要なもの 1 式

盤面取付器具

① 名称銘板 1 式

② 集合表示灯	1 式
③ その他必要なもの	1 式
25) 滅菌ポンプ (小渾滅菌室)	
数 量	1 式
型 式	ソレノイド駆動定量ポンプ ×2台
付属機器	滅菌タンク120L (一体形)
① 滅菌タンク120L (一体形)	1 式
② タンク用フロートスイッチ	1 式
③ ブレードホース	1 式
④ その他必要なもの	1 式
26) 既設分電盤機能増設 (小渾滅菌室)	
数 量	1 式
機能増設内容	
① 新設盤への電源取出し	
27) 引込開閉器盤 (小渾配水場)	
数 量	1 面
型 式	屋外装柱形
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。
盤内取付器具	
① 漏電遮断器	1 式
② WHM収納スペース	1 式
③ その他必要なもの	1 式
28) 計装テレメータ盤 (小渾配水場)	
数 量	1 面
型 式	屋外自立形
寸 法	設計図書を参照し、承認図にて決定する。
盤内取付器具	
① 配線用遮断器	1 式
② テレメータ装置収納スペース	1 式
③ 流量計受信計器取付スペース	1 式
④ その他必要なもの	1 式
盤面取付器具	
① 名称銘板	1 式
② 集合表示灯	1 式

- ③ その他必要なもの 1 式
- 29) 水位計 (小渕配水場)
- 数 量 1 台
- 型 式 投込式
- 寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。
- 機器構成
- ① 検出器 1 式
- ② ディストリビュータ 1 式
- ③ 避雷器 1 式
- ④ その他必要な物 1 式
- 30) テレメータ装置 (阿仁合浄水場～萱草流量計室)
- 数 量 1 式
- 回 線 光回線
- 寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。
- 点 数 表示：約1点，計測：約1点
- 31) テレメータ装置 (阿仁合浄水場～根子配水流量計室)
- 数 量 1 式
- 回 線 光回線
- 寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。
- 点 数 表示：約1点，計測：約1点
- 32) テレメータ装置 (阿仁合浄水場～小渕滅菌室)
- 数 量 1 式
- 回 線 光回線
- 寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。
- 点 数 表示：約1点，計測：約1点
- 33) テレメータ装置 (萱草流量計室～萱草配水場)
- 数 量 1 式
- 回 線 無線 467MHz
- 寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。
- 点 数 表示：約11点，計測：約1点
- 34) テレメータ装置 (根子流量計室～根子配水場)
- 数 量 1 式
- 回 線 無線 467MHz

寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。
点 数 表示：約11点，計測：約1点

35) テレメータ装置(小淵減菌室～小淵配水場)

数 量 1 式
回 線 無線 467MHz
寸 法 設計図書を参照し、承認図にて決定する。
点 数 表示：約9点，計測：約1点